

○花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付要綱

令和4年12月23日告示第444号

改正

令和5年5月1日告示第299号

花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内宿泊施設が自施設内又はその周辺環境において提供する滞在型観光プログラムの造成及び改良により、利用者満足度の向上及び市内滞在時間の延長を図ろうとする者に対し、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。第8条において「規則」という。）及びこの要綱により花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、市内宿泊施設の利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる。

- (1) 滞在型観光 観光の付加価値及び利用者の満足度を高めるため、地域資源を活用しながら、体験型及び交流型の要素を取り入れた市内滞在時間の延長を促す観光形態をいう。
- (2) 地域資源 花巻市の農畜産物、加工食品、文化及び自然資源をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、市内で次の各号に規定するいずれかの施設を経営する者であって、補助金の交付申請を行った事業を今後も継続していくことに意欲を有する者とする。ただし、この者が営業する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に供する施設は除く。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設
- (2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定に基づ

く届出をした者が営む施設

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、交付対象者が施設ごとに造成及び販売するものであって、次の各号のいずれの要件も満たす滞在型観光プログラム（以下「観光プログラム」という。）をいう。

- (1) 市長が別に定める期間において、交付対象者が一人当たり1泊以上の宿泊を受け入れるもの
- (2) 滞在型観光を宿泊施設内及びその周辺の自然環境を利用し、地域資源を生かした体験を利用者に提供するもの

2 補助対象となった観光プログラムは、翌年度以降において補助事業の対象外とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項に規定する事業を実施するために必要な経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 講師への謝礼等
- (2) 講師への最も経済的な通常の交通費及び宿泊費
- (3) 交付対象者がプログラムを提供するために必要な備品購入費
- (4) 看板、チラシ、広告及び宣伝に要する経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 次に掲げる経費は補助の対象外とする。

- (1) 交付対象者の人件費等の経常的な経費
- (2) 参加者個人に供するもの及び汎用性が高い備品購入費
- (3) 消費税及び地方消費税

3 補助金の額は、補助対象経費から他の補助制度により交付される金額を控除した額の2分の1以内とし、1申請当たり10万円を上限とする。

4 第1項第4号に規定する経費は、補助対象経費の5分の1以内の額とし、4万円を上限とする。

5 同一施設での同一観光プログラムに対する補助金の交付は、補助金申請年度内に限り3回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の実施日の7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の概要が確認できる書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る費用が確認できる書類（見積書等）の写し
- (3) その他参考となる資料

2 前項の交付申請の受付期限については、申請の額が予算の上限に達した日までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、市長が必要と認めるときは、申請の受付を停止することがある。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適正と認めたときは、花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付決定（変更承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げる変更又は同項第3号に掲げる中止若しくは廃止をしようとするときは、花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、第5条第1項各号に掲げる補助対象経費のそれぞれ20パーセント以内の減を除く。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は会計年度の3月15日のいずれか早い日までに花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ない。

- (1) 最終の企画書、告知チラシ、ホームページの告知画面など、実際に実施した事業内容が確認できる書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る最終の費用が確認できる書類（領収書等）の写し
- (3) その他参考となる資料  
（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 前項の規定により補助金の額を確定したときは、花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は未納額につき年10.95%の割合で計算した額の延滞金の支払を請求することができる。

（補助金の支払）

第11条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、申請者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認める場合は、概算払をすることができる。

2 申請者は、前項の規定により決定された補助金の交付を受けようとするときは、花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付（概算払）請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定等の取消し）

第13条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定等を取り消したときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

花巻市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付申請書

花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金の交付を受けたいので、花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 対象となる施設及び内容

区 分	内 容
事 業（プログラム）名	
受 入 施 設 名	
施 設 所 在 地	花巻市
実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

【添付書類】

- （1）事業の概要が確認できる書類の写し
- （2）補助対象経費に係る費用が確認できる書類（見積書等）の写し
- （3）その他参考となる資料

※※※裏面も必ずご記入ください。※※※

### 3 誓約事項

- (1) 本補助金の趣旨に則り、今回申請する事業は次年度以降も継続して実施します。なお、本事業により取得した備品類の目的外使用はしません。
- (2) 本書及び添付書類に記載の事項は、全て事実と相違ありません。
- (3) 事実と相違があった場合、交付の返還に応じます。

\_\_\_\_\_年 月 日

代表者名（署名）\_\_\_\_\_

様式第2号（第7条関係）

花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金

交付決定（変更承認）通知書

申請者	住所	
	氏名	
交付決定額		
事業（プログラム）名		
受入施設名		
備考		

さきに提出のありました花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付申請書について審査したところ、上記のとおり交付を決定したので通知します。

年 月 日

花巻市長

回

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

花巻市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業  
補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知を受けた花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 交付申請額 変更前の額 \_\_\_\_\_ 円  
変更後の額 \_\_\_\_\_ 円  
差引（追加・減額）申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 変更の内容（変更がある区分のみ内容を記載）

区 分	内 容
事業（プログラム）名	
受 入 施 設 名	
施 設 所 在 地	花巻市
実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

花巻市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業実績報告書

花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金の給付を受けたいので、花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

対象となる施設及び内容

区 分	内 容
事業(プログラム)名	
受 入 施 設 名	
受 入 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
利 用 実 績	計 名※内訳別紙のとおり
交 付 決 定 額	円
補 助 金 受 領 済 額	円
精 算 額	円
差 引 過 不 足 額	円
備 考	

【添付資料】

- (1) 最終の企画書、告知チラシ、ホームページの告知画面など、実際に実施した事業内容が確認できる書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る最終の費用が確認できる書類（領収書等）の写し
- (3) その他参考となる資料

様式第5号（第10条関係）

花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金

確定通知書

申請者	住所	
	氏名	
確定額		
事業（プログラム）名		
受入施設名		
備考		

さきに提出のありました花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業実績報告書について審査したところ、上記のとおり交付額を確定したので通知します。

年 月 日

花巻市長

回

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

花巻市長 様

請求者 住所  
氏名  
電話

花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付（概算払）請求書

年 月 日付で補助金額が確定した花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金の交付を受けたいので、花巻市滞在型観光プログラム造成促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関・支店名	銀行・農協 信金・労金	本店・支店
口座名義（カナ）	カタカナ及び英数字のみで記載してください。	
口座番号	普通・当座	